

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 5 年 5 月 2 3 日  
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ（30kg 以上の大型魚）（以下、「大型魚」という。）

2. 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3. 対象となる海区及び採捕の種類

五島海区の漁船漁業

4. 五島海区の漁船漁業の大型魚割当量に対する採捕の数量の率

（5 月 2 3 日までの暫定値）

9 8 . 3 %

（	五島海区の漁船漁業の大型魚採捕量	：	4 . 2 2 7 トン	）
（	五島海区の漁船漁業の大型魚割当量	：	4 . 3 0 0 トン	）

5. 五島海区の漁船漁業の大型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過（令和 5 年 5 月 2 3 日集計時点）